

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。立憲民主連合会派・八代市・郡選出の幸村香代子でございます。本日は、5点通告をいたしておりますので、早速質問に入ります。

まず、1点目、新教育長の教育行政の取組について伺います。

越猪教育長の御就任に当たっては、教育長自身が教員を経験されていらっしゃるということで、教育現場を御存じということで、私の元にも現役の先生方から期待する声が寄せられております。

そこで、幾つかの点について御意見を伺いたく思います。

総じて、教育長が、熊本で育つ子供たちの教育は何を目指すのかという視点での質問をさせていただきます。

まず、公教育に求められる役割について伺います。

子供たちの学びの機会は、多様になっています。公立、私立、通信制、定時制、フリースクールなどがございます。子供たちや家庭の環境があり、それぞれの状況に合わせて選択肢が増えていることは喜ばしいと思う一方で、本来は公が担ってきた、また、担うべきはずの包括的な教育の役割が果たせなくなっているのではないかというふうに思います。教育の自由競争が喜ばしいことなのか疑問ですし、そのような中であって、公教育はどのような役割を果たしていくべきとお考えでしょうか。

次に、定員の考え方について伺います。

人口減少や少子化は、教育行政にも影響を与え、縮小化へと進んでいるように思います。定員に満たない学校の統廃合を含む在り方の検討が進んでいます。そのときに適正規模という言葉が聞かれます。適正規模とは何なのか、誰にとっての適正規模なのか疑問です。そもそも定員が適正なのかという検討は行われてきたのでしょうか。

また、学校が、地域の活性化や地域交流を通して、なくてはならない存在となっています。子供たちの学びが地域社会へ影響を与えています。定員割れという目に見える物差しだけではなく、社会で生きる子供たちを育てるという視点からも、定員の見直しが必要であると思います。また、あわせて、定員内不合格の是非についていかがお考えでしょうか。

次に、インクルーシブ教育について伺います。

これから先の社会のありようを思うときに、多様性を認め合い、共に地域の中で暮らしていく社会づくりが求められています。文化や信仰、人種、性別、経済、障害など異なる特徴や特性を持つ人たちが、生きづらさを感じることなく、共に社会生活を送れることは大切です。教育の現場においても当然のことです。むしろ教育の現場こそ、インクルーシブ社会づくりの一步となるはずで

高校入試を希望する学生さんとの間で、昨年、一昨年と、県立高校入学をめぐるやり取りが担当課との間でありました。学びたいという子供たちに、必要な合理的配慮をもって、共に学び合う環境を整えるのは教育の役割だと私は考えますが、教育長のお考えはいかがで

最後に、教職員の過重労働の軽減について伺います。

教員の成り手不足も要因となり、先生方の過重労働が問題となっています。今国会で、給特法の法改正が提出され、審議されています。大きな柱は、教職員調整額の引上げと業務量の適切な管理等です。今後、具体的な工程表が示されることとなります。

熊本においても、令和7年度、教員業務支援員を各校へ配置する予算が計上されました。その効果を見極めながら、さらなる負担軽減が求められます。

教育長は、取材に、教育現場との意思疎通を大事にしたいと答えられています。何が負担になっているのか、率直な御意見を聴いていただき、効果的な政策をお願いしたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

広範になりましたが、以上を踏まえ、教育行政の取組について、教育長に御答弁をお願いいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、公教育が果たすべき役割についてですが、教育基本法において、国、県、市町村立の学校のみならず、私立学校も公の性質を有するとされています。

私は、これらの学校が相互に連携しながら、子供たちの教育を受ける機会を十分に確保するとともに、誰一人取り残すことなく、子供たちの学びを支援していくことが大切だと思っております。

次に、県立高校の募集定員についてですが、昨年7月に立ち上げた県立高等学校あり方検討会の中で、中学校卒業予定者数の減少度合いや県立高校を取り巻く環境も地域ごとに差があることから、一律の適正規模は定めず、全県的な視野に立った募集定員の見直しを図ることが議論されており、今後、その議論も踏まえた上で検討してまいります。

また、定員内不合格についてですが、文部科学省の通知に基づき、高等学校の入学は、各校長が、その学校及び学科等で学ぶための能力や適性等を適切に判定し、許可するものであり、定員内不合格自体が直ちに否定されるものではないと考えております。

次に、インクルーシブ教育についてですが、共生社会の実現に向け、障害のある子供とない子供が、可能な限り共に学ぶことを追求することは重要だと考えています。

県教育委員会としては、今後も、子供たち一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができるよう、選択可能な多様な学びの場の整備やその仕組みの充実を図り、インクルーシブ教育の推進に取り組んでまいります。

最後に、教職員の過重労働の軽減についてですが、県教育委員会では、昨年11月、第2期公立学校における働き方改革推進プランを策定し、取組を進めているところです。

プラン策定に当たり実施した県立、市町村立学校の教職員を対象とした意識調査では、負担を感じる業務として、学校行事や施設管理などの校務分掌事務、調査統計等との回答が多く寄せられたところでございます。これは、私が直接学校現場で見聞きした状況とも一致しております。

そこで、県教育委員会では、今年度、教員業務支援員を公立小中学校及び県立学校の全校に配置する

など、教職員の負担軽減に取り組んでいます。引き続き、教育現場の声も確認しながら、学校における働き方改革に取り組んでまいります。

本県の教育行政は、様々な課題を抱えていますが、私の経験も生かし、関係機関との連携を図りながら、第4期熊本県教育振興基本計画の基本理念である「自らの可能性を拓げ、未来を切り拓く熊本の人づくり」の実現に全力で取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 県立高校の募集定員については、一律の適正規模ではなく、全県的な視野に立った見直しが議論されているとの御答弁でございました。

本当に地域の実情とかそういったことを十分に加味していただいて、検討していただくことを要望いたします。

それと、定員内不合格、これについてなんですが、先ほど文科省の通知ということがございました。それで、令和6年6月25日「高等学校入学者選抜等における配慮等について」という通知が発出をされております。その中に、確かに「定員内不合格」「が直ちに否定されるものではありませんが」というのがあって「定員内でありながら不合格を出す場合には、各教育委員会等及び各校長の責任において、当該受検生に対し、その理由が丁寧に説明されることが適切です」とあり、また「学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要である」との記載がございます。

さらには、域内の学ぶ意欲を有する中学生の進学先が確保されているかについても、教育委員会の高等学校担当部署と中学校担当部署の連携が必要であり、改めて確認、分析して、高等学校政策の検討につなげていただきたいとの明記がございます。

だから、校長の裁量でということとそれに附帯する、こういった様々な意見があるということも承知していただきたいなというふうに思います。

また、障害者の権利に関する条約を受けて、インクルーシブ教育のシステム構築などのニーズに対応することも必要になってきています。定員内不合格が校長の許可だけにとどまらない背景が、新たに出てきているというふうに思います。

確かに、定員内不合格を出していない都道府県がある一方で、100人以上の定員内不合格を出している県もあります。対応に本当に地域間の格差が大きいということもございます。ぜひ、熊本県においては、定員内不合格を出さないという方針を持って環境を整えていただきたいというふうに思います。

教職員の過重労働の軽減については、できることから早急に取り組んでいただきたいと思います。

例を挙げますと、コロナ禍のときなんですが、この中では、リモートで行われていた会議とか研修が、コロナ禍前に戻ってしまって本当に大変していますと。リモートでできるものは、そのままリモートでやっていくということもできるのではないかと御意見もございます。そのほかには、教育長の御答弁にありましたように、集計業務であるとか印刷業務であるとか連絡業務、こういったところが非常に大きな負担になっているということもあるようです。

さらにはということなんですが、業務効率化を行った上で適切な教員配置による少人数学級の実施、

これが私は必要だと思っています。子供たち一人一人に向き合うことのできる環境、これをつくることが望まれていると思いますし、現場で本当に子供たちに接していらっしゃる先生方は、これが一番にやりたいことではないかというふうに思います。

現場を知る越猪教育長だからこそ、子供たちが誰一人取り残されることのない、熊本版教育システムというものができると期待をして、この項を終わります。

2項目め、水俣病問題に関する知事の考えについて質問をいたします。

1点目、支援の充実についてです。

5月1日、水俣病犠牲者慰霊式が執り行われました。マイク切りから1年、この1年の間に、水俣病の患者、被害者の皆さんの苦痛や不安は少しでも解消されたのでしょうか。

マイク切りの後、面談の機会は幾度となく設定をされ、患者、被害者の皆さんも東京へと赴かれるなど、何度も交渉を重ねられています。しかし、救済や制度の充実につながったのかという疑問があります。それで、今回質問に取り上げました。

今年の慰霊式前後の懇談会は、熊本県も共催という立場で、浅尾環境大臣とともに、木村知事も、4月30日、5月1日の2日間、行動を共にされました。報道を見る限り、皆さんの要望に応えることはなく、平行線であったとのことでした。

また、式典後に、胎児性水俣病の患者支援団体の皆さんと立憲民主党の阿部知子代議士とともに、会派で懇談をいたしましたが、1年前と同じ要望が出されました。つまりは、何も前進してこなかったのではないかというふうな疑問が湧きます。

また、国が、16年かけてようやく行う健康調査についても、脳磁計とMRIを組み合わせで診断する手法を公表しました。しかし、この調査では、水俣病の広がりを把握することはできず、疑問の声が上がっています。

知事は、式典の祈りの言葉の中で、御本人や御家族の思いをしっかりと受け止め、国や関係市町、地元関係者の方々とともに、安心して在宅での生活を継続していただけるよう、きめ細やかな支援を進めてまいりますと述べられています。それこそ、関係者の皆さんが切に望まれていることです。

そのほかにも、知事は、丁寧に対応を着実に進めてまいります、水俣病の解決に向けて全力で取り組みますとの言葉がございました。知事には、知事の思いがあり、お考えがあると思います。

そこで、この1年の県としての対応、4月30日、5月1日の患者、被害者の皆さんとの面談で何を感じられたのか、今後の支援の充実の具体的な取組についてお尋ねをいたします。

2点目は、水俣病の正しい理解についてです。

宇城市が全世帯に配布した2025年度のカレンダーに「ハンセン病・水俣病などの感染症を正しく知っていますか?」と誤って記載した問題は、大きな波紋を引き起こしました。

その中でも、庁内でのチェックを擦り抜け、配布後、市民の指摘で誤記が発覚したことは、これまで、県、市町村の水俣病に対する認識や人権問題にどのように取り組んできたのかを改めて問われることとなりました。宇城市は、その後、様々な取組を進められていますし、県庁内でも同様のようです。

そのような中で、家庭教師トライを運営するトライグループのオンライン教材で、水俣病は遺伝すると誤った表記をしていたことが明らかとなりました。この教材は、2015年から9年間配信されており、再生回数が7万回を超えているとのことで、衝撃的な内容でした。中学生向けの教材であったことから、子供たちに誤った情報を伝え続けていたという点からも影響は大きいものがあります。

宇城市の「感染症」トライグループの「遺伝する」このような無理解が広がっていることに対して憤りを感じます。知事はどのように感じられたでしょうか。

また、水俣病の教訓を国内外に発信し、世代を超えてつないでいくことの重要性を知事は述べられています。そのために、まずは、熊本県が主体となり、市町村職員への研修、県民への啓発活動など、水俣病の正しい理解についての責務を負うのではないのでしょうか。

以上、木村知事のお考えをお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 1点目の患者、被害者の皆様への支援の充実についてお答えします。

昨年の水俣病犠牲者慰霊式の後、この1年間、県の対応といたしましては、水俣病関係団体と環境大臣との再懇談や県独自の懇談を実施しております。また、日頃から担当者が現地へ足を運び、実務者レベルでの意見交換を行い、関係者の皆様の御意見、御要望をしっかりと伺ってまいりました。

そのような中で、いただいた御要望の実現に向け、私からも国に直接要望した結果、離島加算の増額をはじめ、マッサージ機器の増設、水俣病関連資料のデジタル化や保存活用等の支援を実現することができました。

また、慰霊式に合わせて実施している団体の皆様との懇談につきましては、今年から国と県の共催とし、これまで以上に、県も積極的に関与して、団体との事前調整をより丁寧に行いました。加えて、国に対しては、活発な意見交換ができるよう、十分な時間の確保を要望いたしました。その結果、昨年は1時間程度だったものが、今年は2日間にわたり実施することとなり、じっくりと出席者の皆様の声を聞かせていただくことができました。

懇談では、患者、被害者の方々の高齢化が進む中、日々抱えられている御不安や厳しい生活の状況をお聞きし、改めて支援の充実の必要性を感じました。

そのため、今後も、実務者レベルでの意見交換を継続し、御意見、御要望を詳しくお聞きした上で、できることから実現していきたいと思っております。また、皆様から特に強く御要望のあった療養手当の増額や納得性の高い健康調査の実施などについては、引き続き国に要望してまいります。

次に、水俣病の正しい理解についてお答え申し上げます。

今回の宇城市やトライグループの事案が発生してしまったことは、非常に残念と感じております。このような不適切な情報は、新たな差別や偏見を生み、深刻かつ重大な影響を与えかねないものであり、あってはならないことでもあります。また、水俣病の被害者の方はもちろん、問題の解決に御尽力されている関係者の皆様のお気持ちを傷つけることとなり、許されるものではございません。

宇城市では、この事案を深刻に受け止め、県の人権啓発ウェブ講座や水俣病語り部講話の受講、現地

研修など、市職員全体で水俣病に関する正しい理解を深める取組を積極的に進めております。

県としても、県内市町村に対し、新規採用職員をはじめとする職員研修、人権関連の会議、関係通知などを通じて、水俣病などの正確な情報発信、啓発の強化、人権尊重を意識した業務遂行の徹底を改めてお願いしたところでございます。

また、県職員には、水俣病問題が県政の最重要課題であることを再認識させるため、新規採用研修をはじめとする各階層別研修、そして全職員が受講する特定課題研修などにおいて、理解をさらに深めることとしております。

トライグループに対しては、国や関係県、市とともに事実関係を確認し、社員教育の実施と正しい情報発信を行うよう要請し、国に対しても、今月3日、私自ら、議長とともに浅尾環境大臣の元を訪れ、啓発の強化を強く要望したところでございます。

来年は、水俣病の公式確認から70年の節目の年を迎えます。今回の問題を契機に、市町村職員及び県職員の水俣病に関する研修のさらなる強化を図るとともに、広く県内外の皆様に対し、水俣病への正しい理解の促進と偏見、差別の解消に向け、国と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 御答弁をいただきました。

離島加算の増額なんですが、これは、島外の医療機関に通うに当たって、船の運賃の値上がりなどもあって、そもそも1,000円だったものを1万円ということで要望をされていたものです。それが、1,000円の増額にとどまったというものがございます。実に長い間要望されていたので、たとえ1,000円の増額であっても、一歩進んだというふうに団体の皆さんは捉えられておりますけれども、やはりさらに負担軽減にまで追いついていないということもあるので、さらなる増額の取組が必要だというふうに思います。

支援については、るる説明をいただきましたが、本当にできることを進めていただきたいというふうに思っています。

お話を聞く、これはとても大事なことです。でも、お話を聞くだけに終わるのじゃなくて、それが形になっていく、対策が取られていくということが、やっぱり何よりも求められていることだというふうに思います。

患者さんたちには、もう待てない現実があります。知事もそのことを強く認識されたと思いますので、県ができる支援の充実、また、国への要望、それも本当に強く取り組んでいただいて、水俣病の全面解決に向けて御尽力いただきたいというふうに思います。

それと、水俣病の誤った理解と広報、これについては、県庁を挙げて、また、市町村に向かっても取り組んでいくということですので、本当に丁寧をお願いをしたいというふうに思っています。

よく、水俣病のお話をすると、水俣病の教訓ということが言われます。水俣病は、水銀排出によって

引き起こされた公害病です。環境への配慮を欠いた経済活動が深刻な影響をもたらしました。その回復も容易ではないと。そして、人の命と健康に大きな影響を与えるということを示しているというふうに思います。そして、そこにあったのは、国と県の重大な責任であるというふうに思います。

私は、県を含めた市町村に必要なというふうに思うのは、水俣病の正しい理解と行政の責任を認識していただくということです。今、PFASやPFOSなど有機フッ素化合物による地下水の汚染、産業廃棄物処理問題、大型風力発電の問題、メガソーラーの問題など、まさに環境と経済活動と健康被害の問題が、そこに直面しているのではないかと思います。発生源が不明、汚染が基準値以内などの理由で対応されていないものもありますし、住民の不安の声に答えていないものもあります。

住民の命と暮らしと財産を守る、これが自治体の責務です。見過ごすことなく、適正に対応していく必要があるというふうに思います。それが、二度と水俣病を繰り返さないということではないかと思います。

以上でこの項を終わります。

3点目、熊本で進む有事を想定した防衛力強化に対する知事の認識について伺います。

今年、戦後80年となります。戦中、戦後を経験した世代が少なくなってまいりました。故田中角榮氏の名言に、戦争を知っているやつが世の中の中心である限り、日本は安全だ、戦争を知らないやつが出てきて、日本の中核になったとき、怖いなあ、しかし、勉強してもらえばいいやなという言葉があります。今日本の中核を担っている人たちは、ほとんどが戦争を知らない世代です。田中角榮氏が危惧されたような日本に進んでいるのではないかと不安が募ります。

その大きな転換点は、2015年9月に強行採決された安全保障関連法案、安保法案です。当時、これは戦争法であるとして、大きな反対運動が起こりました。その後、2022年に、安保3文書が閣議決定され、反撃能力の保有が明記され、軍備が加速度的に進んでいると感じています。

熊本においては、健軍駐屯地に拠点を置く陸上自衛隊西部方面隊司令部の地下化、熊本空港の2024年アメリカ軍用機離発着回数88回は、21空港中最大の数です。

また、オスプレイの飛行の増加やアイアン・フィスト、レゾリュート・ドラゴン、キーン・ソードなど、日米共同訓練も激化し、頻繁に軍用機の爆音や夜間低空飛行などが目撃されています。八代市でも情報をいただきました。そして、そのほとんどが市民に情報が知らされていないという事実です。

そのような中、3月16日、反撃能力を持つ長射程ミサイルが九州に先行配備されるという報道がありました。大分の湯布院駐屯地と熊本の健軍駐屯地には地対艦ミサイル連隊が配備されていることから、先行配備は、この2か所ではないかとの懸念がございます。25年度中の配備が予定されています。

沖縄県の玉城知事は、いち早く沖縄県へのミサイル配備に反対との表明をされました。その理由として、基地負担の増加や攻撃対象となるリスクが予想される、県民の理解を得られないと述べられています。攻撃対象となるリスクは、熊本に配備されれば、熊本県民が負うことになるのではないのでしょうか。

熊本でもミサイル避難訓練が行われています。とても現実的だとは思えない無謀な訓練です。命を守

る訓練というよりは、戦争が起きたら、ミサイルが発射されたらという、起きることが前提の意識づけの訓練だと思います。

また、九州各県の軍備も、先ほど述べた長射程ミサイル配備計画、佐賀空港のオスプレイ配備計画、大分分屯地の大型弾薬庫の建設、多数の特定利用空港、港湾指定、沖縄県からの先島諸島の住民11万人の避難計画などが進められています。国策として進められている計画に対し、受け入れる姿勢の各自治体の対応はこれでよいのかと不安になりますし、危機感を持っています。

そこで、木村知事にお尋ねいたします。

1点目、このような現状を知事はどのように捉えられていますでしょうか。

2点目、九州への長射程ミサイル配備は、2025年度内に配備開始とされています。熊本県への配備も想定されることから、知事は反対を表明されるお考えはないでしょうか。

また、九州知事会において、急速に進む九州の軍備について議論し、九州の平和を守ることにについて連帯していくお考えはないか、お尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) まず、防衛力強化についての認識についてお答え申し上げます。私は、国の外交を基軸とした不断の取組により、いわゆる有事に陥らないことを何よりも望んでおります。

他方、我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、国による防衛力強化の取組は、他国の脅威などから国民の安全と国土を守るために必要なものであると認識しております。

本県には、陸上自衛隊西部方面総監部と第八師団が配置され、防衛の重要な拠点の一つとなっています。自衛隊員の皆様が、国民の安全と国土を守るため、日々全力で取り組まれていることで、国民が安心して平和に生活できる社会が保たれていると考えております。

次に、長射程ミサイル配備についてお答えいたします。

長射程ミサイルが九州に先行配備されるとの報道は承知しておりますが、そもそも防衛は国の専管事項であり、国が責任を持って、国民が不安を感じないよう、丁寧な説明を行う必要があるものです。

中谷防衛大臣も、配備場所は決まっていない、また、配備に当たっては、地元に対する丁寧な説明、適切な情報提供に努めていくと説明されているところです。

そのような中、これまで、本県に対し、長射程ミサイル配備についての説明などはなく、私の考えを表明する段階にはないと思います。

また、この件に関して、九州地方知事会で議論する予定はございませんが、私を含め、九州各県の知事も平和を望む思いは同様であると認識しております。

本県としましては、様々な国や地域の方々と積極的な文化、経済交流などを深め、平和な国際社会づくりに貢献していきたいと考えております。

[幸村香代子君登壇]

○幸村香代子君 お答えを頂戴いたしました。

答弁にありました、自衛隊の皆さんが、本当に国民の安全と国土を守るために、全力で取り組まれて

いることに対しては、本当に敬意を表しますし、感謝をしています。特に、熊本地震や令和2年7月の豪雨災害での献身的な救助活動や災害支援など、県民の支えとなっていていただいていると思っています。だからこそ、有事となれば、彼や彼女らが最前線で巻き込まれることだけは避けなければならないと思っています。

長射程ミサイルが九州へ先行配備されることについて、知事は、防衛は国の専管事項であり、配備に当たっては、国が丁寧な説明と適切な情報提供に努めていくと大臣が説明されているとお答えになりました。説明や情報提供は、配備するということが前提であり、配備するかどうかを判断するための説明ではないとお聞きしています。私は、そうであるからこそ、長射程ミサイルの配備について、熊本県への配備を反対する意思を表明いただきたいと思い、質問をいたしました。

御答弁では、熊本県への配備について、まだ説明がないようですので、知事の考えを表明する段階がないとのことでした。今後、国からそのような説明があった場合は、反対の意思を表明いただきたいと思います。

また、九州知事会での議論をする予定はないとのことですが、冒頭に述べましたように、九州の防衛力強化は進んでいます。3月に来日したヘグセス・アメリカ国防長官は、共同会見で、日本は、西太平洋の最前線に立つと断言されました。このことの具現化が九州ではないかと思っています。そのことを九州知事会で議論いただきたいと思っています。

平和を望む思いは、知事会の皆さんも国民も県民も同様であると思います。毎年、戦没者追悼式が各地で開催されます。そこでは、異口同音に哀悼の誠がささげられ、恒久平和の希求、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えていくことが、今を生きる私たちに課せられた重要な使命であるといった言葉が述べられます。本当に大切なことだと思います。

そのような思いと、今何が起きているのかを真正面から捉える必要があると思います。いつの間にかということがあってはなりません。

知事におかれましては、最後に、様々な国や地域との積極的な交流を通して、平和な国際社会づくりに貢献していきたいと述べられました。私も、これしかないと思います。主食の米ですら満足に食べられない日本にとって、不断の積極的な平和外交でしか命と暮らしは守れないと思います。その努力をお願いして、この項を終わります。

4点目、プレコンセプションケア推進事業、AMH検査モデル事業についてお伺いをいたします。

令和7年度の新規事業として、AMH検査モデル事業が提案されております。この内容について、3月の新聞掲載に続き、4月の厚生常任委員会での岩田智子県議の質疑、その後、様々な報道がありました。県内外からも御意見が聞こえているところです。その後、どの時点で知事がこの状況を把握されたのかは定かではありませんが、6月5日の定例記者会見で、担当課に、モデル事業の見直しを指示されました。

私は、若い世代の皆さんが自分の体の状態を知り、心身の健康に気をつけることや将来のライフプランの中で、結婚や妊娠、出産を含めた自己決定をする上で、プレコンセプションケアを希望される方た

ちが、これを選択される機会があることを否定はいたしません。

本来であれば、幼少期を含めた教育課程の中で、発達段階に応じた包括的な性教育が行われ、正しい知識が身につくことが望ましいと思いますが、現状では、その必要性に現場が追いついていないと思います。その現実の中で、プレコンセプションケア事業は必要なことだと思います。

しかし、今回提案されていたAMH検査モデル事業は、問題があると思っています。これは、採血によって、卵巣の中にどれくらいの卵子が残っているかを調べる検査です。

まず、そもそもモデル事業で検証する必要があるのかという疑問です。妊娠、出産も含めた自身の生き方をどう考えるかは極めてプライベートなものです。

AMH検査で分かるのは、卵子の数であり、質ではありません。妊娠には質が大事であり、たとえ卵子の数が少なくても、卵子の質や相性がよければ、妊娠の確率は高くなります。そのような検査でありながら、今年度、モデルケースとなる女性職員が、数で一喜一憂し、精神的なストレスを抱えることが考えられます。県が目的とする、この検査を通して、女性が、まず自身を知る意識づけにしたいというものとは真逆の結果が発生する可能性があります。

実際、検査された方のお話を聞きましたが、分かっている、やはりショックだったというお話でした。たとえ希望者のみということであっても、同じ職域の中で、対象とされる20代独身の女性職員が誰であるのかは分かるはずですが、さらには、検査が県庁内の診療所で行われていることに対しても、全くの配慮がされていないと言わざるを得ません。担当課の説明では、検査結果は本人にのみ知らせ、本人の希望があれば専門医のフォローが受けられるとのことでしたが、なぜ、最初から専門医での検査としなかったのか不信感があります。

次に、妊娠、出産は女性だけの問題ではなく、不妊の50%は男性側にあるわけですから、なぜ、男性の不妊検査、これが提案されなかったのか疑問に思うところです。プレコンセプションケアであれば、当然男性も対象とされるべきです。既に取り組んでいる先進的な自治体もあります。その情報を分析すれば、モデル事業をせずとも、本格的な事業展開を提案されてよいのではないかと思います。

現在、こども家庭庁においても、プレコンセプションケア事業展開を考えられています。

そこで、モデル事業の予算を県庁内の研修に充て、推進する人材を育成してはどうでしょうか。私は、今回の提案を受けて、その必要性を痛感いたしました。

知事は、知事が就任されたときの私の質問に、男女共同参画の推進は当然のことであると考えているので、マニフェストには掲げなかったとお答えになりました。その知事が、今回のモデル事業を推進されておられるのだと、もしそうであれば理解できなかったというところです。しかし、モデル事業の見直しを指示されたことにほっとしております。

そこで、知事は、この問題の本質は何であったとお考えでしょうか。そして、どう見直すべきであるとお考えなのか、お尋ねをいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 私は、結婚や妊娠は本人の自由意思に基づくもので、多様な価値観、考え方が尊重

されるべきであり、その上で、県民が自らの選択により子供を産みたいと望んだ場合に、その選択ができるようにしていくことが重要であると考えております。

そのために、男女を問わず、若い年代から、プレコンセプションケアの知識に基づき、妊娠、出産を含めたライフデザインを考えて健康管理を行っていくことが大切だと考えております。

多くの県民の皆さんの声を踏まえて策定したこどもまんなか熊本・実現計画においても、プレコンセプションケアの取組を推進することを掲げ、その一環として、今年度、当該事業が予算化されました。

健康福祉部が独自のモデル事業を県庁内で模索、検討する過程で、常任委員会や報道で意見をいただきました。私は、報道でこの事業の検討状況を初めて知り、その日の朝、直ちに関係部局を呼び事業の再検討を指示したことは、定例記者会見でも述べたとおりでございます。

議員お尋ねの問題の本質は何かについてですが、本事業については、事前の検討段階で、課題、問題点に気づき、方向性を修正しており、問題が生じたとまでは認識しておりません。

私が直ちに再検討を指示いたしましたのは、年齢や性別、結婚歴の有無で対象を限定しようとする案を検討していたので、それは繊細な事柄であり、配慮に欠けた対応になっていると感じたからでございます。

それでも、限られた予算の範囲内で応募者が多数来たらどうしようとか、全国的にも先行事例が極めて少ない中で何とか県民向けの事業にする前に、県庁職員の希望者に協力を求めようと考えてこのモデル事業の設計を模索した職員の姿勢を、私は問題視するつもりはございません。

一旦立ち止まって考え直したことをもって、議員も御理解いただきたいと思っております。

事業の内容は、今職員が再検討しておりますが、今年度は、職員向けのモデル事業も含め、AMH検査は実施せず、代わりに、対象者を広く一般県民に広げた形でプレコンセプションケアの普及啓発を行い、併せて実施するアンケートにおいて、今後の在り方について、御意見をいただく方向で検討しているところでございます。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 今年度は、職員向けのモデル事業を含め、AMH検査は実施せず、一般県民に向けたプレコンセプションケア普及啓発を行い、あわせて、アンケートにより、今後の在り方について御意見をいただくとの御答弁でした。私も、まずそこからだろうというふうに思います。

そもそもプレコンセプションケアがどのようなものであるのかという理解が、どれほど進んでいるのかなというふうにも思います。そして、これについても、様々な論調があります。どのように考えるかは本当に千差万別であり、また、それでよいのだと思います。考え方は様々にあっているのだと思います。そして、理解し、納得した上で、希望される方が専門機関で検査を受けるというのが、本来の進め方であろうというふうに思います。

また、併せて言わせていただければ、若い人たちの過重労働であるとか、結婚後の夫婦の育児、家事労働の負担割合、妊娠前から出産後のサポート体制の不足、子育てペナルティーと言われる出産による賃金格差などなど、出産を選べない、選ばない背景は多岐にわたっています。その多くは女性が抱える

ものです。どうか、このことを併せて認識いただきたいというふうに思います。自分の体に向き合う機会をつくることと併せて、子供を産みたいと選んだ場合に、その選択ができる環境整備が必要です。

先ほど、知事の御答弁の中に、検討段階というか、準備段階であったので、問題が発生したというところまでは考えていないという御答弁でした。本当に担当課の皆さんは、一生懸命考えられたんだというふうに思います。何とかこの事業を前に進めたい、そのためには、準備をいろいろやっていく中で、今回のモデル事業なんかも検討されていったんだろうなというふうに思います。

でも、やっぱりその検討の段階で、どこかで、先ほど冒頭述べさせていただいた課題があるにもかかわらず、このことが、問題が発生したとは考えていないというふうな御答弁になったことが、少々驚きであるというふうに思います。制度設計の問題ではなくて、本当に何度も指摘されていて、知事の再検討の指示がなされるまで、なぜ進められてきたのか、知事が繊細で配慮に欠けたと思われるもの、これをやっぱり担当課も含めて共通認識を持っていただいて、深く掘り下げていただきたいなというふうに思います。問題にならなかったからよかったということではなくて、問題になる前に、その本質は何だったのかということ掘り下げていくことはとても大切なことだと思います。よろしく願いをいたします。

大規模林野火災への対応についてお尋ねをいたします。

令和7年に入り、2月から3月にかけて、岩手県大船渡市をはじめ、日本各地で大規模林野火災が発生しました。

これまで、大規模林野火災といえば、主に海外での発生が多く、特に今年1月のアメリカ・カリフォルニア州・ロサンゼルス近郊で起きた火災は、面積が2万ヘクタールを超え、29人が死亡、被災した建物1万8,000棟を超えました。テレビの報道などもあり、皆さんの記憶もあると思います。

ここでスクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、令和7年に入ってから国内で発生した主立った林野火災による被害状況です。これまでも、焼損面積が100ヘクタールを超える規模の林野火災は、年間、ゼロから1件程度で推移していましたが、令和6年は3件、令和7年は既に5件発生しています。表は6なんです、一番上と下、大船渡市なので、これを1と数えています。大船渡市の林野火災では、鎮圧までに12日間を要し、人口の1割に及ぶ4,600人に避難指示が出されました。3月には局地激甚災害に指定され、復旧、復興が進められています。これまで風水害や地震などによる災害で地域が被災することはありましたが、同じような被害が林野火災でも起き得ることを改めて認識しました。

また、林野火災は、鎮火後も、火災によって積み重なった木々や火が回った腐葉土は保水力が失われ、大雨が降れば、土砂災害を引き起こす危険性もあり、焼けた山林の復旧事業には、膨大な手間とコストがかかると言われています。大船渡市でも、これからの梅雨の時期を心配されています。

熊本県も対岸の火事ではないと思います。県の森林面積は、熊本県全面積の62%を占めており、私の住む八代市では74%になります。中山間地や林野が住宅地の間近にある地域も多く、大規模林野火災が一たび発生すれば、その被害の大きさや、住民の暮らしに大きな影響が出ると予想されます。

そこで、県がこれまで行ってきた林野火災防止に向けた取組や実績、また、最近発生している林野火災を受けて、熊本県としての対応を検討されたのか、されたとすれば、その内容について農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 大規模林野火災への対応について、まず、県がこれまで行ってきた取組や実績についてお答えします。

林野火災は、たき火や火入れなど人為的によるものが多く、本県の発生件数は、ここ5年間では、年間60件程度となっています。

このうち、規模の大きなものとしては、令和4年に野焼き中の火が山林に延焼し、防災ヘリ等による消火活動が行われましたが、55ヘクタールが焼失した事例があります。また、本年3月23日には、林野火災が6件相次いで発生する事態も生じました。

こうした林野火災が発生した際には、本県の防災ヘリに加え、他県の防災ヘリの応援も受けながら、早期の消火により拡大の阻止に努めております。

また、そもそも林野火災を未然に防止することが重要であり、そのためには、県民一人一人に防火意識を徹底していただく必要があります。

このため、県では、例年行楽シーズンが始まる春に、市町村や消防本部に対して注意喚起を行っております。また、火災の発生が多くなる秋以降には、県から市町村に依頼し、広報誌等を通じて、強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしないこと、枯れ草等があり、火災が起こりやすい場所では、たき火をしないことなどを県民に広く周知しています。

さらに、令和4年度には「山火事予防DVD」を制作し、小学校、森づくり団体、市町村、消防本部などに配付するなど、予防対策の強化を図ってまいりました。

次に、最近発生している林野火災を受けた本県の対応についてお答えします。

本年3月以降、さきに述べました例年の注意喚起に加え、岩手県で発生した林野火災及び昨年度末に県内で相次いで発生した林野火災を踏まえ、市町村や消防本部に対して警戒の強化や予防のさらなる徹底等の依頼を複数回行ったところです。

また、現在、国においては、大船渡市での林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討が進められております。

今後、国における具体の対応策等も踏まえながら、市町村や消防本部と連携し、県民への防火意識の高揚を図るとともに、林野火災の防止に向けた普及啓発をさらに推進してまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 林野火災の原因は、たき火や火入れなど人為的によるものが約99%を占めているとの報告が林野庁の資料にあります。そのような意味では、いかに火災を起こさないために、防火意識を高める取組が重要であるかということになると思います。

また、発生時期の70%が1～5月に発生し、最も多いのが4月ということです。山菜取りやハイキン

グなど入山者が多くなり、野焼きなどの火入れも行われる時期と重なります。さらには、インバウンドの増加から外国人への注意喚起も必要になってくると考えられます。様々な情報媒体を活用して取り組んでいただきたいと思います。

現在、林野庁は、令和4年から、株式会社ウェザーニューズに委託して、林野火災発生危険度予測システムの構築に取り組んでいるとの情報がございました。これが実用化されれば、山火事の危険性が高い日を予測し、危険な時期と場所を特定することができるようになるなど、集中的な予防対策が取られていくのではないかと期待するところです。

国連環境計画の報告書では、地球温暖化による林野火災の発生リスクは、2030年までに14%、2050年までに30%、2100年までには50%上昇すると予測されています。今回の大船渡市の大規模火災は、今後頻発していくことが考えられます。

○議長(高野洋介君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○幸村香代子君(続) 市町村とも連携しながら、火災防止に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問は全て終了をいたしました。

御清聴ありがとうございました。(拍手)